

平成21年第2回定例会  
健康福祉病院常任委員会

説明資料

【議案補充説明資料】

◇ 議案なし

【所管事項説明資料】

	頁数
I 過年度医業未収金対策について	1
II 志摩病院における内科系二次救急医療体制の一部縮小について	3

平成21年12月10日

病院事業庁

【所管事項】

## I 過年度医業未収金対策について

### 1 過年度医業未収金の状況

(1) 平成21年3月末現在における県立4病院の過年度医業未収金の残高は、1,022件、2億585万5千円となっており、前年度末に対して、件数では19件減少したものの、金額では1,116万7千円の増加となっています。

平成20年度に新たに過年度医業未収金となったものは、4,844万5千円で、前年度に比べ、104万3千円減少したものの、依然として高い水準が続いています。

また、同年度に回収した金額は、2,599万1千円で、前年度に比べ155万4千円増加し、ここ数年では一番高い回収額となっています。

【表1】過年度医業未収金残高の推移 (単位：千円、件)

	H16	H17	H18	H19	H20	H20-H19
新規発生額	49,058	49,368	63,573	49,488	48,445	△1,043
減少した金額	21,521	23,503	52,294	38,195	37,278	△917
うち回収	14,095	23,034	23,156	24,437	25,991	1,554
うち損失計上処理	7,426	469	29,138	13,758	11,287	△2,471
年度末残額	146,251	172,116	183,395	194,688	205,855	11,167
年度末件数	686	857	815	1,041	1,022	△19

(2) 過年度医業未収金を発生要因別に分類すると以下のとおりで、発生した要因の中では「その他」が最も多く61.1%を占めています。

【表2】過年度医業未収金の発生要因別分類 (単位：千円、%)

発生要因	金額	比率
交通事故	11,137	5.4
生活保護	6,093	3.0
助産	28,386	13.8
自責・無保険	34,342	16.7
その他	125,897	61.1
合計	205,855	100.0

※ その他の主な内容：急な出費に対応できない、生活困窮など

### 2 過年度医業未収金の対策

特に回収困難な債権については、本庁（県立病院経営室）が主体となって、未収債権の回収に努めていますが、法的措置及び弁護士法人への委託等を行っています。

また、病院現場においては、限られた人的労力を可能な限り発生防止に振り向けることで、未収金の発生自体を抑制することに努めています。

発生防止対策及び発生後の回収対策は主に以下のとおりです。

(1) 発生防止対策

① 早期相談の呼びかけ

「患者様相談室」の設置など、入院費用に関する早期相談の呼びかけを実施しています。

② 公費負担制度の説明と申請のサポート

診療部や患者相談窓口など病院内で連携を図りながら、公費負担制度の説明と申請のサポートを行っています。

③ 未収金に対する院内の情報共有化

未収金情報のカルテファイルへの挿入や院内担当者会議の開催など、院内の情報の共有化を図り、発生防止に努めています。

(2) 発生後の回収対策

① 連帯保証人を含めた督促の強化

連帯保証人も含め、文書、電話及び訪問による督促を継続的に行っています。

② 法的措置の実施

病院からの督促に応じず支払わない者については、平成14年度から、裁判所からの支払督促をはじめとする法的措置を行っています。

平成21年9月末までの申立及び回収額の実績は以下のとおりです。

法的措置による回収実績（平成21年9月末までの累計）

請求総額 107,837千円

回収総額 28,303千円（26.2%）

③ 弁護士法人への回収業務委託

特に回収困難な債権に対する対応を強化するため、平成19年7月から、法的措置により債務名義を取得したものの支払に応じない未払者等について、弁護士法人へ回収業務を委託しています。

平成21年9月末までの27ヶ月間の回収及び見込額の実績は以下のとおりです。

弁護士法人への回収業務委託実績（平成21年9月末までの累計）

委託総額 78,779千円

回収額 5,344千円（6.8%）

分納誓約額 4,818千円（6.1%）

(3) クレジットカードによる患者自己負担金の収納について

患者の利便性向上を図るとともに、未払い、支払い遅延による未収金発生防止の一環として、クレジットカードによる窓口収納を平成20年4月から、総合医療センター及び志摩病院で実施しています。

平成21年9月末までの18ヶ月間の利用実績は以下のとおりです。

クレジットカード利用実績（平成21年9月末までの累計）

総合医療センター 232,644千円（窓口収納に対する利用率12.3%）

志摩病院 24,841千円（" 3.3%）

## 【所管事項】

### Ⅱ 志摩病院における内科系二次救急医療体制の一部縮小について

#### 1 経緯

志摩病院の内科系救急医療は、内科系医師の減少（平成21年3月末に3名減（12名→9名））に伴い、これまで、表1のとおり、3.65日24時間の対応から曜日限定による二次救急対応へと体制を縮小して運用してきたところですが、本年度も内科系医師の減少（平成21年11月末で2名減（9名→7名））が続いたため、現行体制のさらなる見直しが必要な状況となっています。

#### ○（表1）内科系の救急医療体制（平成21年3月23日～現在）

	月	火	水	木	金	土	日
昼間	○	○	○	○	○	△	○
夜間	△		○		◎	△	○

※1：月曜日の夜間と土曜日の終日（△）は、3週間に1回の対応となっています。

※2：金曜日（◎）は、午後6時30分から同9時30分までの一次救急の対応を含みます。

※3：外科系の救急医療体制については、従前どおり毎日対応しています。

#### 2 内科系の救急医療体制の見直し

こうしたなか、院内で救急体制の見直しについて検討を重ね、志摩市、志摩広域消防、志摩医師会、志摩市民病院、南伊勢町立病院、志摩病院で構成される「志摩地域救急医療合同会議」や三重大学とも協議を行ってきました。

その結果、表2のとおり、現行の曜日限定の対応を基本としつつ、体制の一部縮小を行うこととします。

#### ○（表2）内科系の救急医療体制（平成22年2月1日～）

	月	火	水	木	金	土	日
昼間	○	○	○	○	○	△	△
夜間			○		◎	△	△

（変更点）

※1：月曜日の夜間は、対応できなくなります。

※2：日曜日の終日（△）は、3週間に1回の対応となります。

#### 3 県民への周知について

地域住民への説明を行うため、阿児アリーナにおいて、院長説明会を開催（12月21日）するほか、チラシの配付、ホームページへの掲載、院内掲示等により、周知の徹底に努めてまいります。